

第2期上天草市公共施設等総合管理計画

令和8年4月

熊本県上天草市

目 次

第1	公共施設等総合管理計画の概要	
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第2	公共施設等の現状と課題	
1	人口の現状と課題	2
	(1) 市の人口・世帯数の推移	
	(2) 将来人口の推計	
2	財政の状況と課題	4
	(1) 財政収支の見通し	
3	過去に行った対策の概要	5
4	公共施設等の状況と課題	5
	(1) 公共施設（建築物）	
	(2) インフラ施設	
5	公共施設等のマネジメントに関する課題	9
	(1) 公共施設等の将来負担コストの課題	
	(2) 公共施設等の維持管理に関する課題	
6	公共施設等の管理体制	12
7	課題の整理	12
第3	公共施設等に関する基本的な方針	
1	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	13
	(1) 基本方針 I	
	(2) 基本方針 II	
	(3) 基本方針 III	
	(4) 基本方針 IV	
	(5) 基本方針 V	
2	フォローアップの実施方針	16
	(1) 計画管理の方法	
	(2) 計画見直しの検討	
	(3) 議会や市民との認識の共有化	

第1 公共施設等総合管理計画の概要

1 計画策定の目的

上天草市は、平成16年（2004年）3月31日の4町合併により、旧町から引き継いだ公共施設及びインフラ施設（以下「公共施設等」という。）が多数存在しており、各施設の老朽化に伴う維持管理が大きな課題となっています。また、厳しい財政状況が続く中で、人口減少や少子高齢化に併せ、市民ニーズの多様化・高度化など、社会情勢の変化により、公共施設等の利用状況も大きく変化しています。

このような状況の中で、公共施設等については、人口減少及び少子高齢化や財政規模に見合った施設保有数への見直しを行い、長期的な視点を持って更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に行うことにより、施設維持に係る財政負担を軽減及び平準化するとともに、安心して利用できる施設の提供や市民ニーズに即した行政サービスの提供ができるよう、公共施設等の適正な配置を実現することが必要です。

そこで、本市は、平成28年（2016年）度から令和7年（2025年）度までの10年間を計画期間とした、上天草市公共施設等総合管理計画（以下「第1期総合管理計画」という。）を策定し、本市における公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方や方向性を明確化し、経営的視点による総合的な方針を定め、公共施設等の適正な配置、維持管理及び運営を図ってきました。

また、平成30年5月には、施設ごとの今後の取組方針を決定し、適切に維持管理・運営するため、上天草市公共施設等総合管理計画アクションプラン（以下「第1期アクションプラン」という。）を策定し、各公共施設等の個別施設計画との整合を図りながら、本計画の実効性を推進しています。

今回、第1期総合管理計画の最終年を迎えるに当たり、公共施設等の適正管理のさらなる推進に取り組むため、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

国のインフラ長寿命化基本計画の行動計画として位置付けるとともに、本市において公共施設等のマネジメントを適切に実施、推進するための基本的かつ総合的な計画です。

なお、本計画は、上天草市第3次総合計画の下位に位置します。

3 計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とし、令和37年度（2055年度）までの30年先を見通した計画とします。また、本計画は、5年を目途に見直しを行います。

なお、今後の財政状況や上天草市総合計画をはじめとする各種計画の検討状況等、環境の変化に応じて個別の施設計画を策定し、必要に応じて計画の見直しを実施していきます。

第2 公共施設等の現状と課題

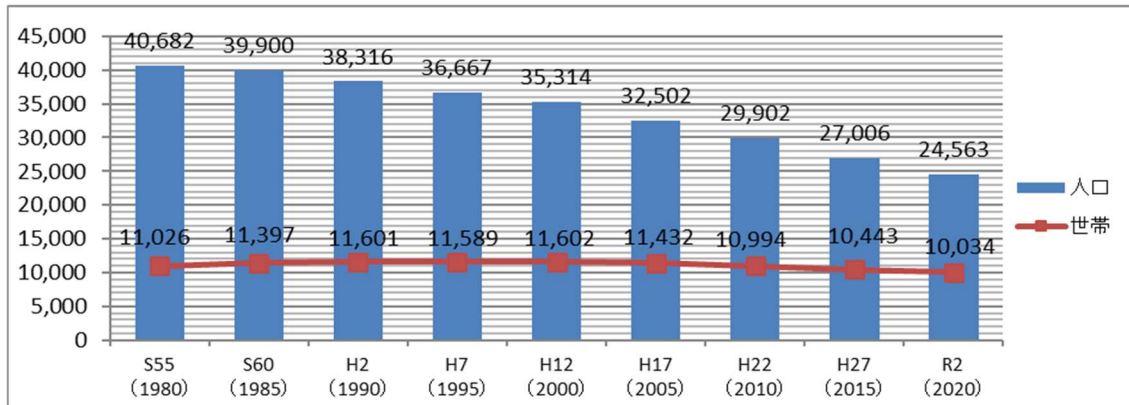
1 人口の現状と課題

本市においては、生産年齢人口の減少や少子高齢化が進み、急速な人口減少は地域コミュニティ持続への支障が懸念される状況となっています。今後、既存の公共施設利用についても、社会ニーズの変化や人口減少により需要が減少していくことが見込まれます。

(1) 市の人口・世帯数の推移

本市の人口は、合併後の平成17年（2005年）国勢調査では32,502人、11,432世帯であったのに対し、令和2年（2020年）には24,563人、10,034世帯と15年間で約7,900人（24.4%）減少し、減少傾向が顕著になっています。

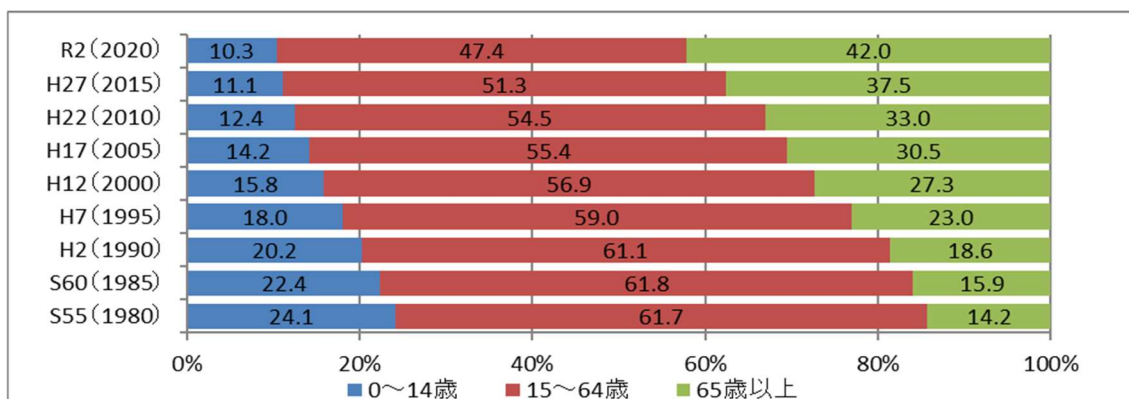
◆人口・世帯数の推移（国勢調査）



年齢階層別に人口割合（令和2年（2020年）国勢調査）をみると、0～14歳の年少人口が10.3%、15～64歳の生産年齢人口が47.4%、65歳以上の老年人口が42.0%となっています。

昭和55年（1980年）以降の推移をみると、0～14歳の年少人口の割合が低下する一方で65歳以上の老年人口の割合が上昇しており、少子高齢化が年々進んでいることが分かります。また、1世帯あたりの人数は、平成17年（2005年）の2.84人から令和2年（2020年）には、2.44人と減少し、小世帯化が進んでいます。

◆年齢区分構成比の推移（国勢調査）

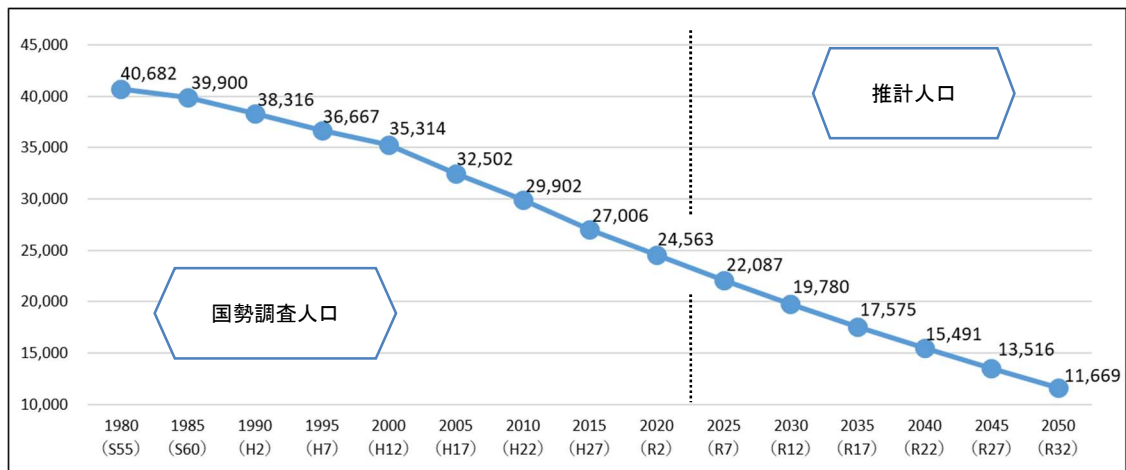


(2) 将来人口の推計

ア 総人口の推移

本市の人口は、市外への人口流出による減少傾向が顕著になっており、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計では、令和32年（2050年）の人口は11,669人となり、平成17年（2005年）から20,833人の減少が予測されます。

◆将来人口の推計



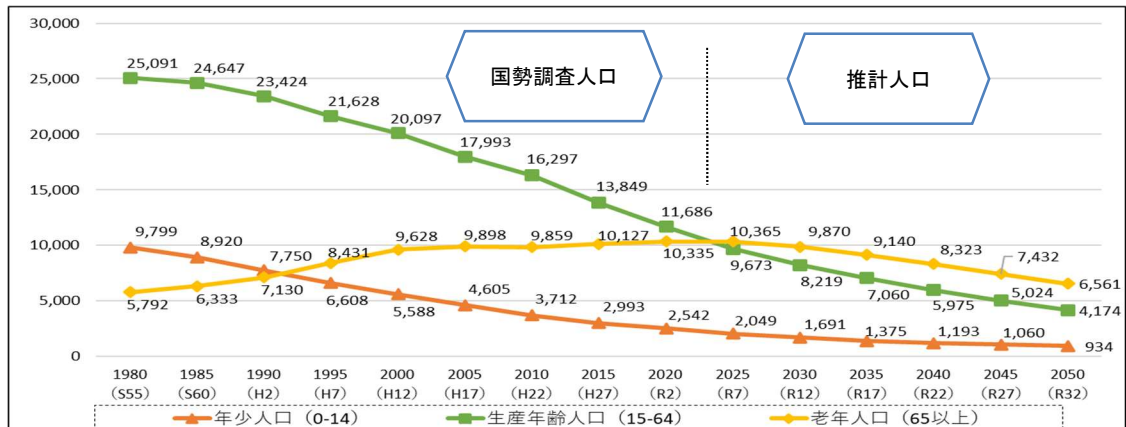
出典：国立社会保障・人口問題研究所

イ 年代別人口の推移

年代別人口においては、15歳～65歳の生産年齢人口の減少が顕著となっており、地域の高齢化に拍車をかけています。この傾向はさらに高まり、地域活力の更なる減退を進めるだけでなく、長期的な視野に立った安定した人口構造を維持できなくなる可能性があります。

また、15歳～64歳の生産年齢人口は、令和2年（2020年）から令和32年（2050年）までの30年間で約7,500人の人口減少が予測され、65歳以上の人口を下回る人口構造となります。生産年齢人口だけでなく、地域活力の重要な担い手である高齢者人口も減少し、地域コミュニティの持続が厳しい状況になると危惧されます。

◆人口3区分から見た将来推計



2 財政の状況と課題

本市においては、地方交付税が大きく減少する中、職員の適正な定員管理、事務事業の点検、繰上償還による公債費負担の適正化等の行財政改革を進めることで財政運営の健全化を進めてきました。

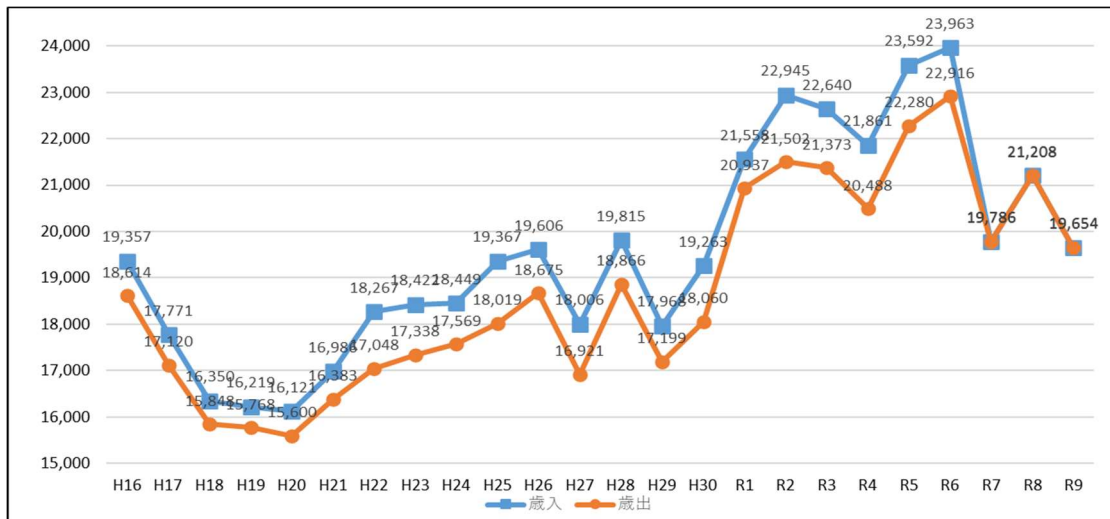
しかしながら、令和5年（2023年）度に合併特例債の発行期限を迎えたことに加え、人口減少・少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大や税収の減少により、普通建設事業等の投資的経費の確保は今後益々困難な状況となることが想定されます。

このような厳しい財政の見通しを踏まえ、令和6年（2024年）3月に上天草市第5次財政計画（計画期間は令和9年（2027年）度まで。以下「財政計画」という。）を策定しました。この中で、「健全な財政運営に向けた取組み方針」を定め、公共施設等の維持管理や老朽化対策に係る多額の費用が見込まれる中、合併特例債を有効活用した予算から必要最小限の投資へと転換する必要があり、上天草市公共施設等総合管理計画アクションプランにおいて取組目標を設定した上で、対策を講じることとしています。

（1）財政収支の見通し

財政計画策定時における見通しでは、歳入の不足分を財政調整基金の繰り入れにより対応する必要があり、令和9年度までに11.4億円を繰り入れる予定となっています。

◆歳入・歳出の推移



※普通会計ベースで記載。

※令和7年度（2025年度）以降は、財政計画策定時における見込値。

3 過去に行った対策の概要

(1) 公共施設（建築物）

公共施設（建築物）については、公共建築物のみを対象とした公共施設等総合管理計画に基づく実施計画（上天草市公共施設等総合管理計画アクションプラン：平成30年（2018年）5月策定）に基づき、令和7年（2025年）度末までに58施設、延べ床面積8,777.5㎡を削減しました。

(2) インフラ施設

インフラ施設については、個別施設計画の策定が済んだ施設から当該計画に基づき、施設の維持管理に取り組んでいます。

4 公共施設等の状況と課題

(1) 公共施設（建築物）

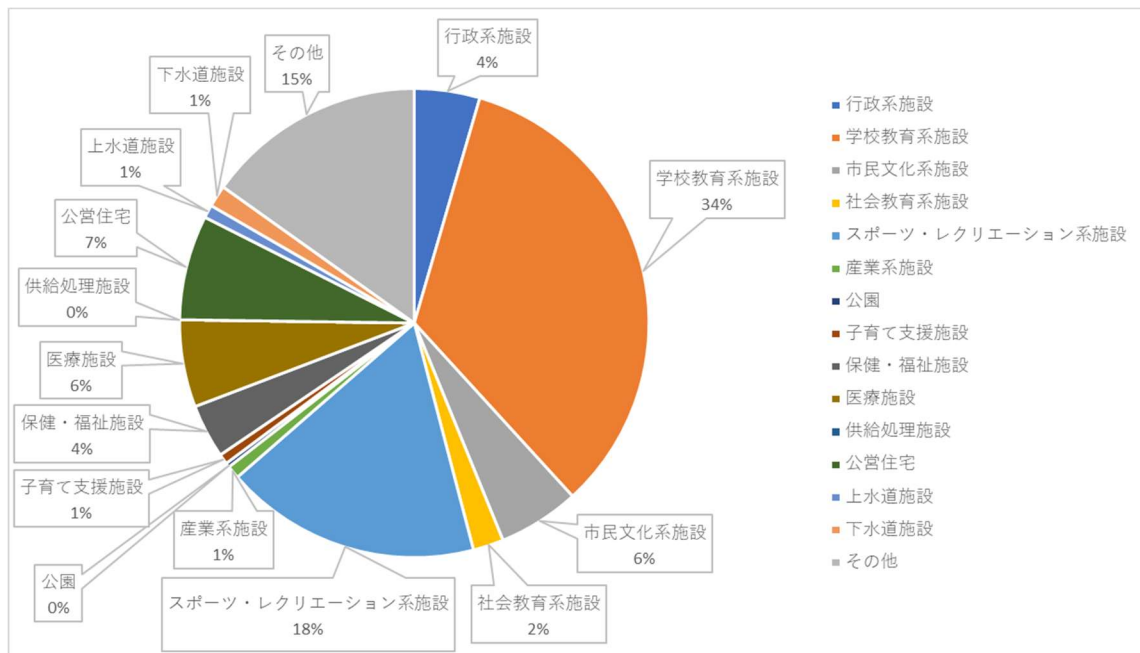
ア 分類ごとの保有状況

令和7年4月時点の公共施設（建築物）は、635施設（公営企業所管の施設を含む。）で、延べ床面積は195,193.46㎡となっており、その他の分類を除くと、学校教育系施設が全体の3割以上を占め、スポーツ・レクリエーション系施設、公営住宅の順に続きます。

なお、施設の老朽化や需要の低下等により行政財産の用途を廃止した施設を含むその他は185施設、延べ床面積29,534.58㎡あります。

このように、旧町から引き継いだ施設数は膨大な量となっており、計画的かつ効率的な施設配置や整備及び維持管理計画の必要性が急務となっています。

◆分類ごとの内訳



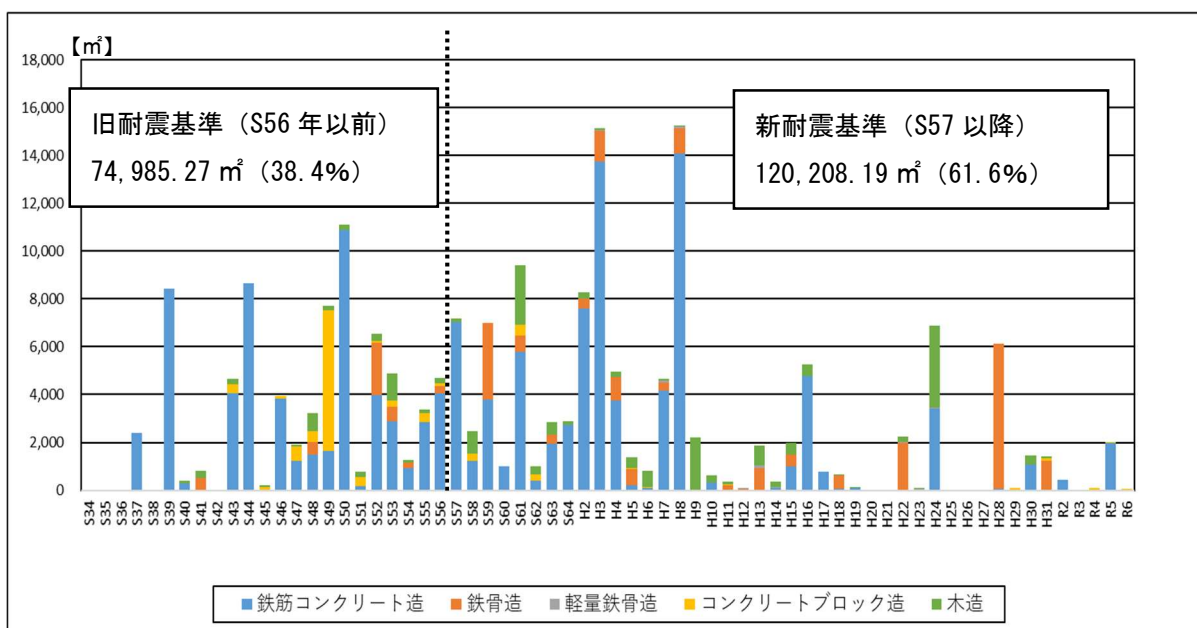
◆保有状況

分類	施設数（棟）	延べ床面積（㎡）	割合
行政系施設	36	8,765.18	4.5%
学校教育系施設	133	65,629.25	33.6%
市民文化系施設	38	11,240.32	5.6%
社会教育系施設	9	4,169.87	2.1%
スポーツ・レクリエーション系施設	122	34,419.85	17.6%
産業系施設	3	1,705.58	0.9%
公園	10	653.48	0.3%
子育て支援施設	2	1373.03	0.7%
保健・福祉施設	7	7,218.00	3.7%
医療施設	4	11,671.93	6.0%
供給処理施設	3	52.98	0.0%
公営住宅	56	14,094.81	7.2%
上水道施設	22	1,830.60	0.9%
下水道施設	5	2834.00	1.5%
その他	185	29,534.58	15.1%
合計	635	195,193.46	—

イ 年度別建築状況

公共施設（建築物）の多くは、1970年代から1990年代にかけて建築されており、旧耐震基準（昭和56年以前）の期間に建設された公共施設（建築物）は、延べ床面積ベースで全体の38.4%となっています。

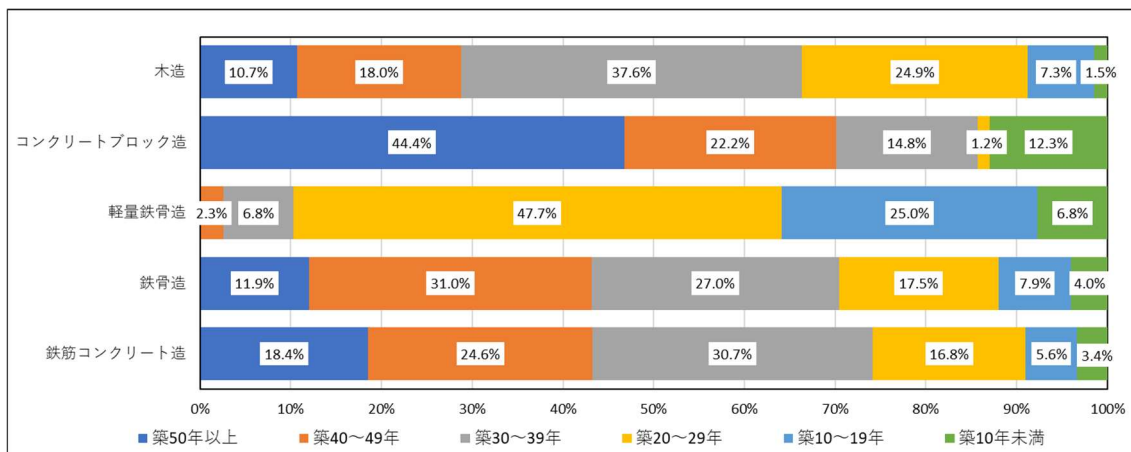
◆建設年度（昭和30年（1955年）度～令和6年（2024年）度）



ウ 耐用年数の状況

耐用年数を超過した公共施設(建築物)のうち、鉄筋コンクリート造の割合は27.1%、鉄骨造は44.1%、軽量鉄骨造は55.8%、コンクリートブロック造は76.3%、木造は90.7%となっており、耐用年数を過ぎた施設は施設全体の59.1%を占めています。

◆構造別建築年数割合



※国税庁建物耐用年数表による。

鉄筋コン47年・鉄骨造34年・軽量鉄骨19年・コンブロック38年・木造22年

◆構造別耐用状況

構造の種類	施設数			延床面積		
	総数 (施設)	耐用超過 した施設数 (施設)	割合 (%)	総数 (㎡)	耐用超過した 施設の延床面積 (㎡)	割合 (%)
鉄筋コンクリート	181	49	27.1	139,806.31	42,820.60	30.6
鉄骨造	127	56	44.1	24,901.01	6,051.76	24.3
軽量鉄骨造	43	24	55.8	567.60	300.49	52.9
コンクリートブロック造	80	61	76.3	10,447.99	9,157.06	87.6
木造	204	185	90.7	19,470.55	14,681.54	75.4
合計	635	375	59.1	195,193.46	73,011.45	37.4

エ 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率を施設類型ごとに示すと、施設ごとに増減がありますが、令和5年(2023年)度には償却率が70%を超える施設類型が約半数になっていることから、確実に施設の老朽化が進行していることが伺えます。

◆有形固定資産減価償却率の推移

施設類型	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
行政系施設	44.0%	65.9	67.4	68.5	69.9
学校教育系施設	72.1%	72.5	69.7	69.5	70.0

市民文化系施設	76.4%	93.9	94.8	95.6	96.5
社会教育系施設	60.0%	61.9	64.1	29.4	30.7
スポーツ・レクリエーション系施設	48.7%	52.0	54.4	56.8	59.2
産業系施設	45.6%	52.1	51.6	54.8	58.0
公園	72.1%	52.1	55.7	57.0	58.7
子育て支援施設	15.1%	22.8	26.4	30.1	24.7
保健・福祉施設	77.6%	79.8	81.8	83.8	85.8
医療施設	73.2%	98.2	99.1	67.3	68.1
供給処理施設	80.6%	81.6	68.7	70.1	71.5
公営住宅	86.0%	86.6	87.0	85.4	85.4
その他	83.5%	83.0	83.7	84.0	84.7

※ 有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却対象資産の償却がどの程度進んでいるのかを表すもので、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

なお、償却率が大きいほど、老朽化が進行していることとなります。

(2) インフラ施設

ア 分類ごとの保有状況

インフラ施設は、道路が597,418m、橋梁が3,856m、港湾・漁港施設が77,764m、上水道施設が349,422m、下水道施設が45,705mとなっています。

海岸線に囲まれ、市の面積に対する人口割合の低い本市は、インフラ施設の延長が膨大であり、人口に対する整備及び維持管理コストの割合が大きく、財政負担にも影響を与えています。

◆インフラ施設の保有状況

分類	区分	施設延長 (m)
普通会計		
道路	市道	461,890
	農道	114,934
	林道	20,594
計		597,418
橋梁	市道	2,531
	農道	1,325
計		3,856
港湾・漁港施設	港湾	38,998
	漁港	38,766
計		77,764
合計		679,038

公営事業会計			
	上水道施設	上水道	366,984
	下水道施設	下水道	45,705
合 計			412,689
総 計			1,091,727

イ 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率を施設ごとに示すと、港湾・漁港施設及び上水道施設が60%を超えており、確実に施設の老朽化が進行していることが伺えます。

◆有形固定資産減価償却率の推移

施設	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
道路（市道、農道、林道）	49.0%	50.7	52.5	54.2	55.7
橋梁（市道、農道）	46.3%	47.2	48.7	49.0	49.2
港湾・漁港施設	67.1%	68.8	69.5	71.1	72.2
上水道施設	62.5%	62.6	63.9	64.3	65.1
下水道施設	10.5%	13.3	16.1	18.9	21.0

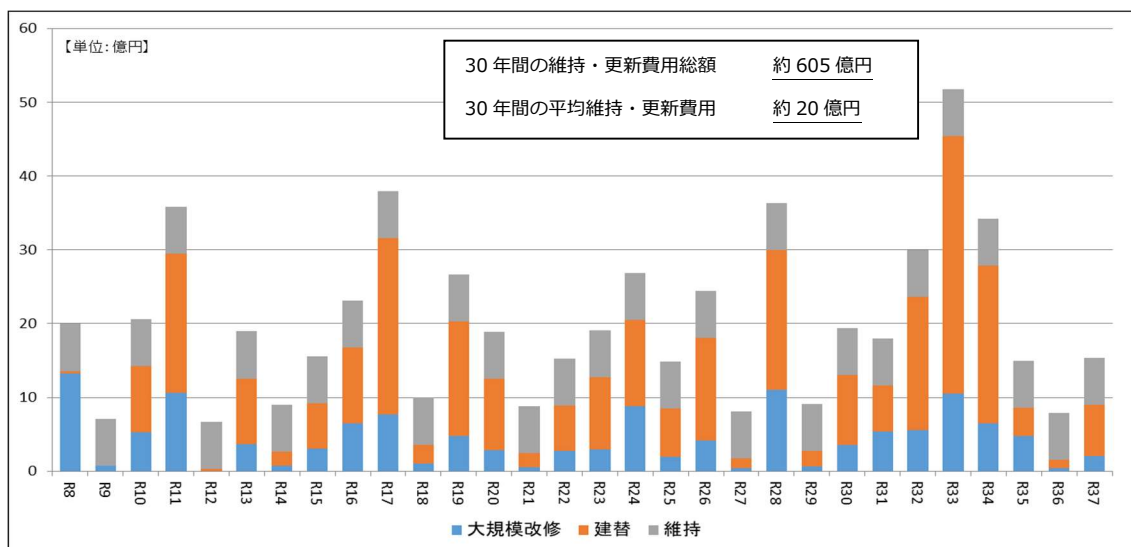
5 公共施設等のマネジメントに関する課題

(1) 公共施設等の将来負担コストの課題

ア 公共施設（建築物）

公共施設（建築物）について、建築後30年で大規模改修を実施し、60年で同規模での建替えを実施すると仮定した場合、令和8年（2026年）度から令和37年（2055年）度までの30年間に総額約605億円、年間約20億円の費用が必要になります。

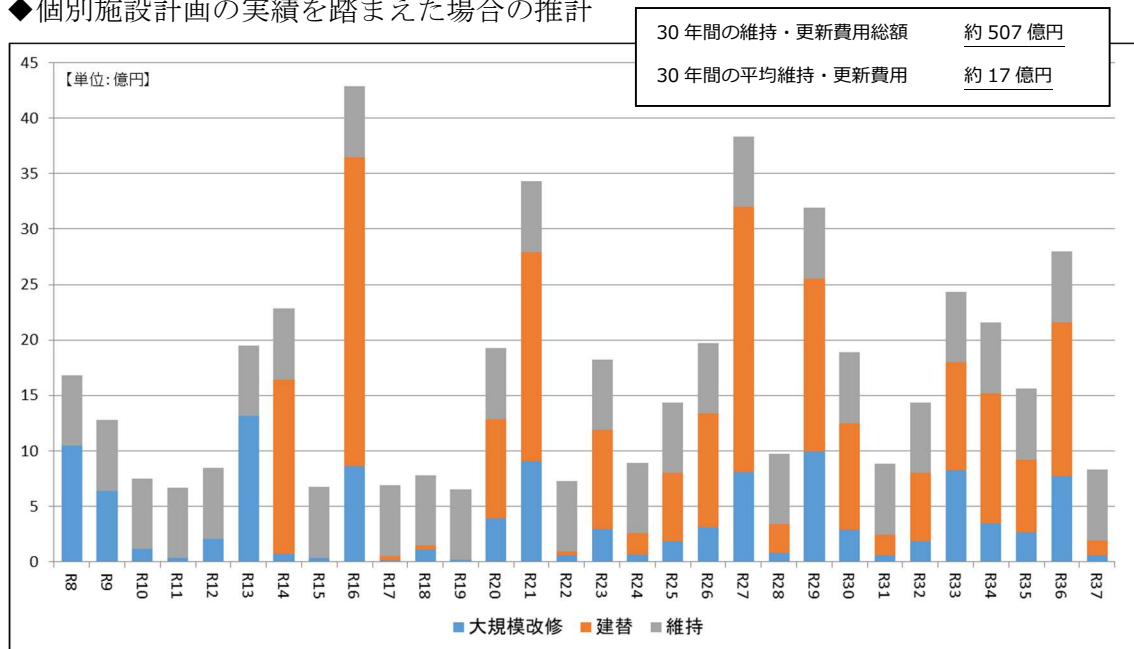
◆公共施設（建築物）を単純更新した場合の推計



※大規模改修については、当該施設の再調達価格に30%を乗じた額で試算しています。

アクションプランに基づき施設の維持管理等を行った場合、令和6年（2024年）度までの取組実績を踏まえ更新費用の試算を行ったところ、令和37年（2055年）までの30年間に総額約507億円、年間約17億円となり、単純更新と比較した場合、総額約98億円（年間約3.2億円）削減し、約16.2%の削減効果となります。

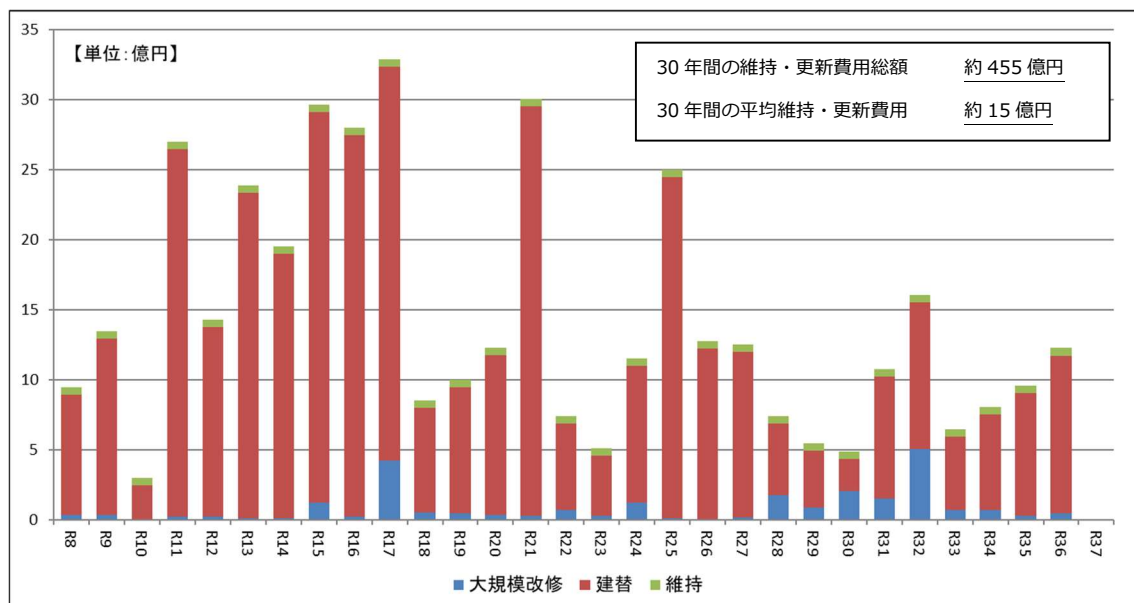
◆個別施設計画の実績を踏まえた場合の推計



イ インフラ施設

インフラ施設について、現有施設を令和8年（2026年）度から令和37年（2055年）度までの30年間このまま維持・保有し、耐用年数経過後に更新を行うと仮定した場合、総額約455億円、年間約15.2億円の費用が必要となります。

◆インフラ施設の更新費用の推計



ウ 更新費用の類型

公共施設（建築物）及びインフラ施設について、令和8年（2026年）度から令和37年（2055年）度までの30年間の更新費用を合わせると、総額約962億円、年間約32億円の費用が必要になる見込みで、インフラ施設を含む公共施設等の投資的経費は、相当の財源不足が生じ、全ての施設を維持・更新していくことは財政運営上困難といえます。

◆更新費用の累計

項 目		更新費用	
		30年累計	単年平均
公共施設（建築物）		約507億円	約17億円
インフラ施設	普通会計	約406億円	約13.5億円
	公営事業会計	約49億円	約1.6億円
合 計		約962億円	約32.1億円

（2）公共施設等の維持管理に関する課題

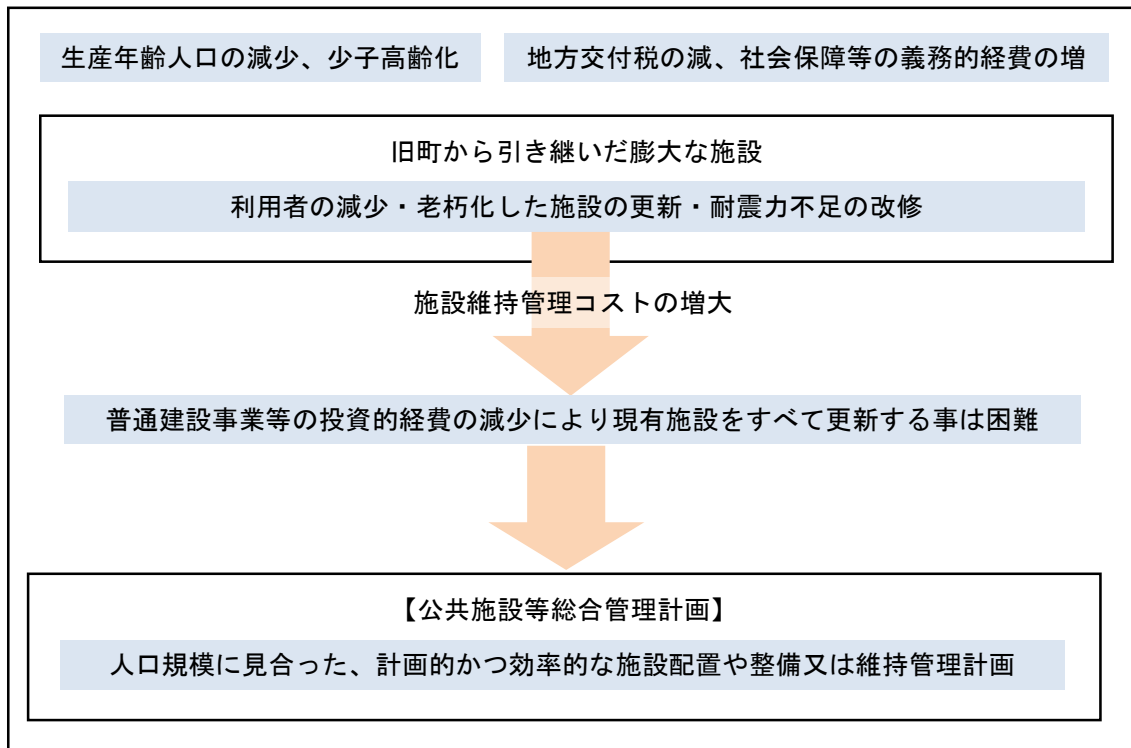
本市の人口は、市外への人口流出により減少傾向が顕著になっており、合併後の平成17年（2005年）国勢調査で32,502人であった人口は、令和2年（2020年）には24,563人と15年間で約7,900人減少し、生産年齢人口の減少や少子高齢化などの問題を抱えており、財政面においては、地方交付税の減少や社会保障等の義務的経費の増大により、普通建設事業等の投資的経費の確保がさらに困難な状況となることが想定されます。

本市が所有する公共施設等は、建築物が635施設（195,193.46㎡）、インフラ施設が1,091,727m（普通会計679,038m、公営事業会計412,689m）あります。

これら既存の公共施設等を令和8年（2026年）度から令和37年（2055年）度までの30年間、維持し続けた場合の将来負担コストは約962億円、年間約32.1億円が必要となります。一方で、上天草市第5次財政計画等においては、公共建築物・インフラ等に関し、アクションプランにおいて取組目標を設定したうえで対策を講じることとしており、人口規模に見合った計画的かつ効率的な施設配置や整備又は維持管理計画の必要性が急務となっています。

更に、建築物については、耐用年数を過ぎた施設が375棟、延べ床面積73,011.45㎡で全体の37.4%を占めている状況で、老朽化した多数の施設が更新時期を迎えていることとなります。また、全体の38.4%が旧耐震基準で建築された建築物であり、これら施設の耐震化が必要となっています。その他、利用者の減少や老朽化により、供給廃止となった施設があり、処分費用の問題から放置されている施設が存在するため、倒壊等による人的被害が発生しないようにするための対策が必要となっています。

インフラ施設については、生活を支える重要な施設であることから、廃止することは困難ですが、効率化等による安定的な維持管理を行っていくためには、更新時期の分散化や管理手法の見直しなどを行う必要があります。



6 公共施設等の管理体制

上天草市公共施設マネジメント推進本部で公共施設マネジメントの総合的な方針及び実施判断に関することを全庁的に共有し、取り組むこととします。

7 課題の整理

今後の人口の推移、財政の状況等を踏まえ、公共施設等に関する今後の課題を項目ごとに整理した結果は次のとおりです。

項目	課題
人口	・社会ニーズの変化や人口減少により公共施設の需要が減少
財政	・義務的経費の増大により、普通建設事業等の投資的経費の確保が困難 ・維持管理コストの縮減や平準化の必要性
公共施設 (建築物)	・老朽化した大量の施設の更新 ・旧耐震基準を満たさない建築物の改修 ・供給廃止となり、放置されている施設
インフラ施設	・人口に対する整備及び維持管理コストの割合が大
管理体制	・推進本部の運営 ・庁内における情報共有及び取組実施 ・個別施設計画に基づいた適切な管理

第3 公共施設等に関する基本的な方針

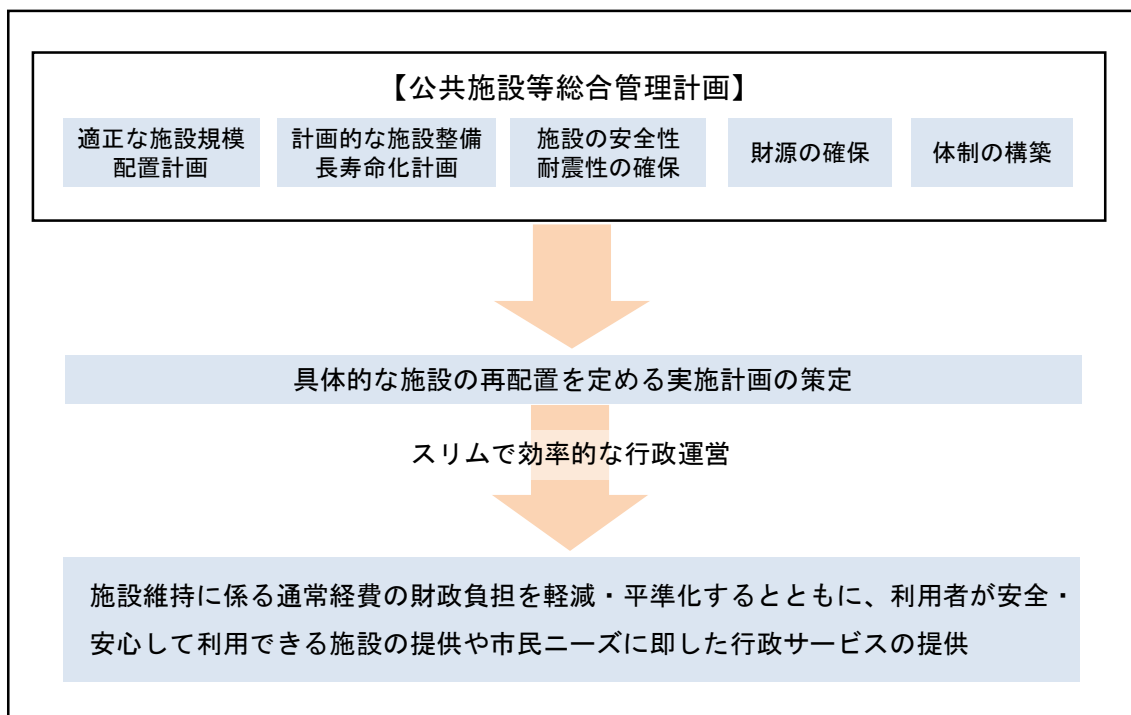
前述した人口の推移、財政の状況及び公共施設等の状況と課題を踏まえ、少子高齢化に備えた安全・安心なまちづくりを念頭に本市における公共施設等の在り方を中長期的視点から、総合的かつ計画的な管理を推進する必要があるため、第2期公共施設等総合管理計画の基本方針を定めます。

公共施設等総合管理計画の基本方針

- I スリムで効率的な行政運営を行うため、適正な施設規模及び配置の見直しや合理化に取り組む
- II 計画的な施設整備や長寿命化を図ることにより、維持管理コストの縮減や平準化に取り組む
- III 施設利用の安全・安心な利用を確保するため、施設の安全性や耐震性を確保する
- IV 将来を見据えた財政計画のもと、必要な財源を確保する
- V 管理に関する情報及び体制を構築し、市民とともに本計画を管理、推進する

1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

財政の健全化による自立した行政経営を行うため、財政規模に見合った適切な公共施設等の効率的かつ効果的な運営を推進する計画とし、健全な行財政運営を持続していくため、中長期的な視点に立ち、施設の選択・集中による効果的に、限られた投資的財源を有効に活用した実効性のある維持管理を目指します。



基本方針 I

スリムで効率的な行政運営を行うため、適正な施設規模及び配置の見直しや合理化に取り組む

① 公共施設（建築物）

- ア 財政規模に見合った公共施設の管理運営や財政負担の軽減及び平準化を図ります。
- イ 施設需要の観点から施設の利用状況や維持管理状況を整理し、見直しや合理化について検討を行います。
- ウ 施設の更新においては、学校施設の割合が多い中、各部局間による調整協議を行い統合、廃止、規模の縮小、機能の複合化を基本とし、スリム化に取り組みます。
- エ 新たな施設整備は、十分な協議を行い、真に必要な施設のみを整備します。
- オ 各施設等の配置については、地域間の均衡に配慮した配置を行います。
- カ 施設の統合、廃止、規模の縮小等の検討にあたっては、地域における適切な規模を考慮しながら、時代に則したまちづくりを行います。
- キ 近隣自治体との相互利用や共同運用を図り、自治体の強化や効率化を図ります。
- ク 計画実行にあつては、職員全体が問題意識を共有しながら取り組む必要があることから、職員の意識改革のための庁外研修会への積極的な参加を推進します。

② インフラ施設

- ア インフラ施設については生活を支える重要な施設のため、現状維持を基本としながら、安定的な維持管理を行います。
- イ 施設整備及び維持管理については更新時期の分散化や管理手法の見直しなどを行います。

基本方針 II

計画的な施設の整備や長寿命化を図ることにより、維持管理コストの縮減や平準化に取り組む

① 公共施設（建築物）

- ア 各施設の点検・診断等を定期的 to 実施し、計画的な維持管理のための方策を検討します。
- イ 施設の有効活用及び財政負担を軽減するため、維持管理費や施設改修費、建替費等を含むライフサイクルコストを考慮した施設の長寿命化を推進します。
- ウ 施設整備や改修計画については、緊急性や重要性を踏まえた計画とし、実施時期を調整するなど、財政負担の平準化を図ります。
- エ 施設需要の減少により、不要となった施設については、民間への移譲や施設の所管替え等多角的な見地から活用策を検討し、有効かつ効果的な施設利用を検討します。

② インフラ施設

- ア 各施設の点検・診断等を定期的実施し、計画的な維持管理のための方策を検討します。
- イ 各個別施設の長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化を実施します。
- ウ 施設整備や改修計画については、緊急性や重要性を踏まえた計画とし、実施時期を調整するなど、財政負担の平準化を図ります。

基本方針 Ⅲ

施設利用の安全・安心な利用を確保するため、施設の安全性や耐震性を確保する

① 公共施設（建築物）

- ア 市民の安心・安全な施設利用を確保するため、ユニバーサルデザインの充実を図るとともに適切な維持管理及び利用促進のための施設改修を行います。
- イ 老朽化した施設による事故等の発生を抑止するため、老朽化への対策工事を実施、適切な維持管理を行います。
- ウ 学校教育施設、保健・福祉施設、不特定の人が利用する施設及び災害時に拠点となる避難所等の公共建築物については、耐震化方策を検討し施設の耐震化や耐震性のある施設への更新を行います。
- エ 各施設の点検・診断等の結果により高度の危険性が認められた場合には、速やかに利用者の安全性の確保及び対策工事を行います。
- オ 供給廃止となり利用見込みのなくなった施設については早期に解体処分し、処分までの期間については進入禁止措置等の安全対策を行います。

② インフラ施設

- ア 市民の安心・安全な施設利用を確保するため、適切な維持管理及び利用促進のための施設改修を行います。
- イ 老朽化した施設による事故等の発生を抑止するため、老朽化への対策工事を実施、適切な維持管理を行います。
- ウ 各施設の点検・診断等の結果により耐力が不足した施設は、耐震化方策を検討し、施設の耐震化や耐震性のある施設への更新を行います。特に、ライフラインの確保に関する施設（道路・橋梁等）については、重点的に耐震化を実施します。
- エ 高度の危険性が認められた場合には、応急措置により安全性を確保した上で、速やかに利用者の安全確保のための対策工事を行います。

基本方針 Ⅳ

将来を見据えた財政計画のもと、必要な財源を確保する

① 基金の積み立て

財政負担の平準化及び将来に渡る公共施設の安定的な管理を行うために、上天草市公共施設マネジメント基金を活用し、市の公共施設等の解体等に要する経費の財源確保に努めます。

- ② 国・県の補助制度等の活用
公共施設の管理等において、国・県の補助制度等を活用し、本市の財政負担を軽減します。
- ③ 民間事業者との連携
公共施設の整備や運営等において、PPP/PFI など、様々な資金やノウハウを持つ民間事業者の活力を活用し、施設整備、更新、維持管理及び運営をより効果的かつ効率的に行います。
- ④ 施設使用料の適正化
管理費の財源を確保していくため、施設使用料の適正化について検討します。
- ⑤ 利活用が見込めない公共施設については、積極的に処分・売却を行います。

基本方針 V

管理に関する情報及び体制を構築し、市民とともに本計画を管理、推進する

- ① 管理に関する情報の構築
管理に関する情報を総合的に管理し、施設の点検・診断等の結果、維持管理、更新等の履歴のデータベース化を図り、施設更新や維持管理のための基礎資料の集約を進めます。
- ② 管理に関する体制の構築
公共施設等の管理を総合的に実施していくための庁内の横断的な体制を整備します。
- ③ 市民とともに本計画を管理、推進
市民の理解や意向を踏まえた計画を行います。また、市民及び行政が協働により、それぞれの役割を担いながら、まちづくりを進めていきます。

2 フォローアップの実施方針

本計画を適切に管理推進していくためには、計画に関するフォローアップをいかに実施していくかが重要となることから、その方針を以下のとおり定めます。

(1) 計画管理の方法

本計画を推進するため、事務局を監理課とし、公共施設の維持管理に関する全庁的な情報管理及び共有を図りながら、具体的な施設の再配置を定める実施計画を策定し、定期的な計画の進捗管理を行っていきます。

(2) 計画見直しの検討

施設の点検・診断結果等を踏まえた維持管理・更新等を推進するため、トータルコストの低減、年度間の管理費平準化の視点で、普通建設事業計画における優先度評価を検討するとともに、計画の見直しを行います。

(3) 議会や市民との認識の共有化

計画の進捗状況については、議会や市民に対し、必要に応じて情報提供を行い、市全体での認識の共有化を図ります。

第 2 期

上天草市公共施設等総合管理計画

(令和 8 年 4 月策定)

上天草市総務部監理課

〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上 1514 番地
電話 : 0964-56-1111 (代表) 0964-26-5547 (直通)

E-Mail : kanri@city.kamiamakusa.lg.jp

URL : <http://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp>